

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6月14日

【会社名】 日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社

【英訳名】 Kentucky Fried Chicken Japan, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 渡辺 正 夫

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番 1号

【電話番号】 (03) 3719 - 0231

【事務連絡者氏名】 人事総務ユニットマネージャー 尾川 利 憲

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番 1号

【電話番号】 (03) 3719 - 0231

【事務連絡者氏名】 人事総務ユニットマネージャー 尾川 利 憲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年6月12日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月12日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金25円 総額 560,944,125円

ロ 効力発生日

平成25年6月13日

第2号議案 持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約書承認の件

当社は、会社分割の方法により持株会社体制へと移行することを目的として、分割準備会社として当社100%出資の子会社（以下「承継会社」といいます。）を3社設立し、当社のKFC事業・ピザハット事業・その他事業を承継会社3社にそれぞれ承継するための吸収分割を行うため、承継会社との間で吸収分割契約書を締結するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

当社は、第2号議案「持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約書承認の件」に記載のとおり、平成26年4月1日をもって持株会社に移行する予定であります。これに伴い、商号及び事業目的を変更するため、定款を一部変更するものであります。

第4号議案 取締役4名選任の件

渡辺正夫氏、長井哲朗氏、小川広通氏、及び嶋崎俊一氏を取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査役2名選任の件

鈴木康夫氏及び大沼尚人氏を監査役に選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

福島健之氏を補欠監査役に選任するものであります。

第7号議案 取締役賞与の支給の件

当事業年度末時点の取締役4名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額260万円を支給するものであります。

なお、社外取締役は無報酬でありますので上記には含まれておりません。

第8号議案 取締役及び監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

退任取締役坊野俊夫氏及び退任監査役安藤正久氏に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈するものであります。

また、当社は平成25年5月16日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い在任中の取締役3名に対し、在任中の功労に報いるため、退職慰労金を贈呈するものであります。贈呈の時期は、取締役を退任する時に贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	17,408	27	-	(注)	可決 99.85
第2号議案 持株会社体制への移行 に伴う吸収分割契約書 承認の件	17,404	31	-	(注)	可決 99.82
第3号議案 定款一部変更の件	17,410	25	-	(注)	可決 99.86
第4号議案 取締役4名選任の件					
渡辺 正夫	17,293	142	-		可決 99.19
長井 哲朗	17,364	71	-	(注)	可決 99.59
小川 広通	17,366	69	-		可決 99.60
嶋崎 俊一	17,398	37	-		可決 99.79
第5号議案 監査役2名選任の件					
鈴木 康夫	17,293	142	-	(注)	可決 99.19
大沼 尚人	17,293	142	-		可決 99.19
第6号議案 補欠監査役1名選任の 件	17,296	139	-	(注)	可決 99.20
第7号議案 取締役賞与の支給の件	17,369	66	-	(注)	可決 99.62
第8号議案 取締役及び監査役に対 し退職慰労金贈呈なら びに退職慰労金制度廃 止に伴う打切り支給の 件	17,292	143	-	(注)	可決 99.18

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以 上